

令和 5 年度福島県立あさか開成高等学校 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

〒963-8018 郡山市桃見台 15-1
TEL 024-932-1714

1 募集課程・学科

全日制(単位制)の課程・国際科学科

2 募集定員

若干名

3 出願資格

出願資格を有する者は、次の(1)(2)のいずれかに該当し、かつ(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 5 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 外国人生徒等に係る特別枠選抜に関する条件
 - ① 外国人生徒の場合
保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が 3 年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。
ただし、「入国後の在日期間が 3 年以内」とは、原則として、入国した日から令和 5 年 2 月 1 日現在で 3 年が経過していない場合をいう。
 - ② 海外帰国生徒の場合
海外に引き続き 1 年を超える期間在留して帰国し、令和 5 年 2 月 1 日現在、帰国後 3 年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。
ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後 1 年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。

- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

- ② 調査書

ただし、年齢 20 歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和 5 年 2 月 14 日(火)から 2 月 15 日(水)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名及び志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒……市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒……海外生活を証明する書類(在学期間明示のもの)

- ⑥ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（県教育委員会指定様式）

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）

入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

- ② 健康診断書（令和 5 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名を記入したもの）

- ⑥ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒……市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒……海外生活を証明する書類(在学期間明示のもの)

- ⑦ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（県教育委員会指定様式）

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。

- (4) その他本校校長が必要とする書類

6 出願期間

令和 5 年 2 月 3 日(金)から 2 月 8 日(水)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

7 願書受付

- (1) 志願者に対しては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次に該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ・入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

9 選抜方法

中学校長等から提出された調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果、さらに基礎学力検査の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は 135 点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しない。
- (2) 面接
日本語による個人面接を実施する。
面接内容には、日本語の文章を音読し、それについて日本語で問う内容を含む。面接については、段階評価する。
- (3) 作文
日本語による作文を実施する。
あるテーマについて、800 字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。
作文については、段階評価する。
- (4) 基礎学力検査
基礎学力検査（数学、英語）を実施する。
基礎学力検査については、点数化し、100 点満点とする。

10 基礎学力検査等の日時及び会場等

- (1) 日時 令和 5 年 3 月 3 日(金) 午前 9 時～午後 2 時 30 分（予定）
- (2) 日程 午前 8 時 15 分までに本校に集合すること

8:15	8:45	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:30（予定）
点呼・ 諸連絡	休	作文	休	数学	休	英語	昼食	面接	
(30 分)	(15 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)		

- (3) 会場 福島県立あさか開成高等学校
- (4) 持参するもの
受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

11 追検査等の実施

令和5年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱の定めるところにより、追検査の受験資格がある志願者がいる場合には、追検査を実施する。手続き等については令和5年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱による。

(1) 追検査等の日時・日程及び会場

- ① 日時 令和5年3月9日(木) 午前9時～午後2時10分(予定)
- ② 日程 午前8時15分までに本校に集合すること

8:15	8:45	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	14:10 (予定)
点呼・ 諸連絡	休	作文	休	数学	休	英語	昼食	面接	
(30分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)		

- ③ 会場 福島県立あさか開成高等学校

(2) 持参するもの

追検査等受験許可証及びこの要項の「10 基礎学力検査等の日時及び会場等」の「(4) 持参するもの」に示したもの。

(3) その他

令和5年3月3日(金)の作文、基礎学力検査及び面接の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、基礎学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(基礎学力検査)を受験できない。

12 合格者発表

- (1) 令和5年3月15日(水)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

13 障がい等のある志願者に対する配慮

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
- ② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
- ② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

14 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通し

て本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) この要項に記載されていないものについては、令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に定めるところによる。